

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																																
ページ	行																																																																																																																																																		
29	下段	<p>これは、<u>蚊が発する</u> 17,000<sup>ヘルツ</sup>以上の超高周波音を発生させる装置です。この音は 10～20 代には聞き取りやすく、年齢が高くなればなるほど聞き取れなくなります。そのため、若者による犯罪を平和的に抑制する手段として開発されました。</p>	<p>これは、<u>蚊の羽音に似た</u> 17,000<sup>ヘルツ</sup>以上の超高周波音を発生させる装置です。この音は 10～20 代には聞き取りやすく、年齢が高くなればなるほど聞き取れなくなります。そのため、若者による犯罪を平和的に抑制する手段として開発されました。</p>																																																																																																																																																
67	図2	<p>図2 ネットワーク利用犯罪の増加 警察庁『サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』2018年</p> <table border="1"> <caption>図2 ネットワーク利用犯罪の増加 (2013-2017)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)</th> <th>詐欺</th> <th>わいせつ物頒布等</th> <th>青少年保護育成条例違反</th> <th>著作権法違反</th> <th>児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)</th> <th>脅迫</th> <th>商標法違反</th> <th>名誉毀損</th> <th>盗取</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013</td> <td>1,124</td> <td>956</td> <td>781</td> <td>690</td> <td>731</td> <td>492</td> <td>189</td> <td>197</td> <td>122</td> <td>113</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>1,248</td> <td>1,133</td> <td>840</td> <td>657</td> <td>824</td> <td>493</td> <td>313</td> <td>308</td> <td>148</td> <td>179</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1,295</td> <td>951</td> <td>835</td> <td>693</td> <td>593</td> <td>586</td> <td>398</td> <td>304</td> <td>226</td> <td>192</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>1,368</td> <td>828</td> <td>819</td> <td>616</td> <td>586</td> <td>634</td> <td>387</td> <td>298</td> <td>215</td> <td>267</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>1,432</td> <td>1,084</td> <td>769</td> <td>858</td> <td>398</td> <td>793</td> <td>376</td> <td>302</td> <td>223</td> <td>323</td> <td>1,453</td> </tr> </tbody> </table>	年	児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	詐欺	わいせつ物頒布等	青少年保護育成条例違反	著作権法違反	児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	脅迫	商標法違反	名誉毀損	盗取	その他	2013	1,124	956	781	690	731	492	189	197	122	113	1,260	2014	1,248	1,133	840	657	824	493	313	308	148	179	1,206	2015	1,295	951	835	693	593	586	398	304	226	192	1,410	2016	1,368	828	819	616	586	634	387	298	215	267	1,430	2017	1,432	1,084	769	858	398	793	376	302	223	323	1,453	<p>図2 ネットワーク利用犯罪の増加 警察庁『サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』2019年</p> <table border="1"> <caption>図2 ネットワーク利用犯罪の増加 (2014-2018)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)</th> <th>詐欺</th> <th>わいせつ物頒布等</th> <th>青少年保護育成条例違反</th> <th>著作権法違反</th> <th>児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)</th> <th>脅迫</th> <th>商標法違反</th> <th>名誉毀損</th> <th>盗取</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014</td> <td>1,248</td> <td>1,133</td> <td>840</td> <td>657</td> <td>824</td> <td>493</td> <td>313</td> <td>308</td> <td>148</td> <td>179</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1,295</td> <td>951</td> <td>835</td> <td>693</td> <td>593</td> <td>586</td> <td>398</td> <td>304</td> <td>226</td> <td>192</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>1,368</td> <td>828</td> <td>819</td> <td>616</td> <td>586</td> <td>634</td> <td>387</td> <td>298</td> <td>215</td> <td>267</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>1,432</td> <td>1,084</td> <td>769</td> <td>858</td> <td>398</td> <td>793</td> <td>376</td> <td>302</td> <td>223</td> <td>323</td> <td>1,453</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>1,385</td> <td>972</td> <td>793</td> <td>926</td> <td>691</td> <td>672</td> <td>310</td> <td>375</td> <td>240</td> <td>269</td> <td>1,494</td> </tr> </tbody> </table>	年	児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	詐欺	わいせつ物頒布等	青少年保護育成条例違反	著作権法違反	児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	脅迫	商標法違反	名誉毀損	盗取	その他	2014	1,248	1,133	840	657	824	493	313	308	148	179	1,206	2015	1,295	951	835	693	593	586	398	304	226	192	1,410	2016	1,368	828	819	616	586	634	387	298	215	267	1,430	2017	1,432	1,084	769	858	398	793	376	302	223	323	1,453	2018	1,385	972	793	926	691	672	310	375	240	269	1,494
年	児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	詐欺	わいせつ物頒布等	青少年保護育成条例違反	著作権法違反	児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	脅迫	商標法違反	名誉毀損	盗取	その他																																																																																																																																								
2013	1,124	956	781	690	731	492	189	197	122	113	1,260																																																																																																																																								
2014	1,248	1,133	840	657	824	493	313	308	148	179	1,206																																																																																																																																								
2015	1,295	951	835	693	593	586	398	304	226	192	1,410																																																																																																																																								
2016	1,368	828	819	616	586	634	387	298	215	267	1,430																																																																																																																																								
2017	1,432	1,084	769	858	398	793	376	302	223	323	1,453																																																																																																																																								
年	児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	詐欺	わいせつ物頒布等	青少年保護育成条例違反	著作権法違反	児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	脅迫	商標法違反	名誉毀損	盗取	その他																																																																																																																																								
2014	1,248	1,133	840	657	824	493	313	308	148	179	1,206																																																																																																																																								
2015	1,295	951	835	693	593	586	398	304	226	192	1,410																																																																																																																																								
2016	1,368	828	819	616	586	634	387	298	215	267	1,430																																																																																																																																								
2017	1,432	1,084	769	858	398	793	376	302	223	323	1,453																																																																																																																																								
2018	1,385	972	793	926	691	672	310	375	240	269	1,494																																																																																																																																								
78	16	<p>権利」などをいいます。基本的に著作者の死後 <u>50</u> 年まで保護</p>	<p>権利」などをいいます。基本的に著作者の死後 <u>70</u> 年まで保護</p>																																																																																																																																																

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																
ページ	行																																																																																																																																		
102	図1	<table border="1"> <caption>図1 日本の世代別インターネット利用状況 総務省『情報通信白書』2018年</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>利用状況 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6-12</td><td>73.6</td></tr> <tr><td>13-19</td><td>96.9</td></tr> <tr><td>20-29</td><td>98.7</td></tr> <tr><td>30-39</td><td>97.8</td></tr> <tr><td>40-49</td><td>96.8</td></tr> <tr><td>50-59</td><td>92.4</td></tr> <tr><td>60-64</td><td>81.2</td></tr> <tr><td>65-69</td><td>67.9</td></tr> <tr><td>70-79</td><td>46.7</td></tr> <tr><td>80以上</td><td>20.1</td></tr> </tbody> </table>	年齢	利用状況 (%)	6-12	73.6	13-19	96.9	20-29	98.7	30-39	97.8	40-49	96.8	50-59	92.4	60-64	81.2	65-69	67.9	70-79	46.7	80以上	20.1	<table border="1"> <caption>図1 日本の世代別インターネット利用状況 総務省『通信利用動向調査』2019年</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>利用状況 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6-12</td><td>67.1</td></tr> <tr><td>13-19</td><td>96.6</td></tr> <tr><td>20-29</td><td>98.7</td></tr> <tr><td>30-39</td><td>97.9</td></tr> <tr><td>40-49</td><td>96.7</td></tr> <tr><td>50-59</td><td>93.0</td></tr> <tr><td>60-64</td><td>83.7</td></tr> <tr><td>65-69</td><td>70.8</td></tr> <tr><td>70-79</td><td>51.0</td></tr> <tr><td>80以上</td><td>21.5</td></tr> </tbody> </table>	年齢	利用状況 (%)	6-12	67.1	13-19	96.6	20-29	98.7	30-39	97.9	40-49	96.7	50-59	93.0	60-64	83.7	65-69	70.8	70-79	51.0	80以上	21.5																																																																																				
年齢	利用状況 (%)																																																																																																																																		
6-12	73.6																																																																																																																																		
13-19	96.9																																																																																																																																		
20-29	98.7																																																																																																																																		
30-39	97.8																																																																																																																																		
40-49	96.8																																																																																																																																		
50-59	92.4																																																																																																																																		
60-64	81.2																																																																																																																																		
65-69	67.9																																																																																																																																		
70-79	46.7																																																																																																																																		
80以上	20.1																																																																																																																																		
年齢	利用状況 (%)																																																																																																																																		
6-12	67.1																																																																																																																																		
13-19	96.6																																																																																																																																		
20-29	98.7																																																																																																																																		
30-39	97.9																																																																																																																																		
40-49	96.7																																																																																																																																		
50-59	93.0																																																																																																																																		
60-64	83.7																																																																																																																																		
65-69	70.8																																																																																																																																		
70-79	51.0																																																																																																																																		
80以上	21.5																																																																																																																																		
155	右図	<table border="1"> <tbody> <tr><td>Tab</td><td>タブ</td><td>:</td><td>コロン</td></tr> <tr><td>ESC</td><td>エスケープ</td><td>;</td><td>セミコロン</td></tr> <tr><td>Alt</td><td>オルト</td><td>,</td><td>コンマ</td></tr> <tr><td>Shift</td><td>シフト</td><td>.</td><td>ピリオド (ドット)</td></tr> <tr><td>Ctrl</td><td>コントロール</td><td>[ ]</td><td>スクエアブラケット</td></tr> <tr><td>!</td><td>エクスクラメーションマーク</td><td>&lt;&gt;</td><td>アングルブラケット</td></tr> <tr><td>*</td><td>ダブルクォーテーションマーク</td><td>⏏</td><td>カーリーブラケット</td></tr> <tr><td>#</td><td>シャープ</td><td>0</td><td>パーレン</td></tr> <tr><td>\$</td><td>ダラー (ドル)</td><td>/</td><td>スラッシュ</td></tr> <tr><td>%</td><td>パーセント</td><td>\</td><td>バックスラッシュ</td></tr> <tr><td>&amp;</td><td>アンパサンド (アンド)</td><td>-</td><td>ハイフン</td></tr> <tr><td>'</td><td>アポストロフィ</td><td>_</td><td>アンダーバー</td></tr> <tr><td>^</td><td>ハット</td><td>¥</td><td>エン</td></tr> <tr><td>@</td><td>アットマーク</td><td>~</td><td>チルダ</td></tr> <tr><td>*</td><td>アスタリスク</td><td>?</td><td>クエスチョンマーク</td></tr> <tr><td></td><td></td><td> </td><td><u>パイプライン</u></td></tr> </tbody> </table>	Tab	タブ	:	コロン	ESC	エスケープ	;	セミコロン	Alt	オルト	,	コンマ	Shift	シフト	.	ピリオド (ドット)	Ctrl	コントロール	[ ]	スクエアブラケット	!	エクスクラメーションマーク	<>	アングルブラケット	*	ダブルクォーテーションマーク	⏏	カーリーブラケット	#	シャープ	0	パーレン	\$	ダラー (ドル)	/	スラッシュ	%	パーセント	\	バックスラッシュ	&	アンパサンド (アンド)	-	ハイフン	'	アポストロフィ	_	アンダーバー	^	ハット	¥	エン	@	アットマーク	~	チルダ	*	アスタリスク	?	クエスチョンマーク				<u>パイプライン</u>	<table border="1"> <tbody> <tr><td>Tab</td><td>タブ</td><td>:</td><td>コロン</td></tr> <tr><td>ESC</td><td>エスケープ</td><td>;</td><td>セミコロン</td></tr> <tr><td>Alt</td><td>オルト</td><td>,</td><td>コンマ</td></tr> <tr><td>Shift</td><td>シフト</td><td>.</td><td>ピリオド (ドット)</td></tr> <tr><td>Ctrl</td><td>コントロール</td><td>[ ]</td><td>スクエアブラケット</td></tr> <tr><td>!</td><td>エクスクラメーションマーク</td><td>&lt;&gt;</td><td>アングルブラケット</td></tr> <tr><td>*</td><td>ダブルクォーテーションマーク</td><td>⏏</td><td>カーリーブラケット</td></tr> <tr><td>#</td><td>番号記号</td><td>0</td><td>パーレン</td></tr> <tr><td>\$</td><td>ダラー (ドル)</td><td>/</td><td>スラッシュ</td></tr> <tr><td>%</td><td>パーセント</td><td>\</td><td>バックスラッシュ</td></tr> <tr><td>&amp;</td><td>アンパサンド (アンド)</td><td>-</td><td>ハイフン</td></tr> <tr><td>'</td><td>アポストロフィ</td><td>_</td><td>アンダーバー</td></tr> <tr><td>^</td><td>ハット</td><td>¥</td><td>エン</td></tr> <tr><td>@</td><td>アットマーク</td><td>~</td><td>チルダ</td></tr> <tr><td>*</td><td>アスタリスク</td><td>?</td><td>クエスチョンマーク</td></tr> <tr><td></td><td></td><td> </td><td><u>縦線</u></td></tr> </tbody> </table>	Tab	タブ	:	コロン	ESC	エスケープ	;	セミコロン	Alt	オルト	,	コンマ	Shift	シフト	.	ピリオド (ドット)	Ctrl	コントロール	[ ]	スクエアブラケット	!	エクスクラメーションマーク	<>	アングルブラケット	*	ダブルクォーテーションマーク	⏏	カーリーブラケット	#	番号記号	0	パーレン	\$	ダラー (ドル)	/	スラッシュ	%	パーセント	\	バックスラッシュ	&	アンパサンド (アンド)	-	ハイフン	'	アポストロフィ	_	アンダーバー	^	ハット	¥	エン	@	アットマーク	~	チルダ	*	アスタリスク	?	クエスチョンマーク				<u>縦線</u>
Tab	タブ	:	コロン																																																																																																																																
ESC	エスケープ	;	セミコロン																																																																																																																																
Alt	オルト	,	コンマ																																																																																																																																
Shift	シフト	.	ピリオド (ドット)																																																																																																																																
Ctrl	コントロール	[ ]	スクエアブラケット																																																																																																																																
!	エクスクラメーションマーク	<>	アングルブラケット																																																																																																																																
*	ダブルクォーテーションマーク	⏏	カーリーブラケット																																																																																																																																
#	シャープ	0	パーレン																																																																																																																																
\$	ダラー (ドル)	/	スラッシュ																																																																																																																																
%	パーセント	\	バックスラッシュ																																																																																																																																
&	アンパサンド (アンド)	-	ハイフン																																																																																																																																
'	アポストロフィ	_	アンダーバー																																																																																																																																
^	ハット	¥	エン																																																																																																																																
@	アットマーク	~	チルダ																																																																																																																																
*	アスタリスク	?	クエスチョンマーク																																																																																																																																
			<u>パイプライン</u>																																																																																																																																
Tab	タブ	:	コロン																																																																																																																																
ESC	エスケープ	;	セミコロン																																																																																																																																
Alt	オルト	,	コンマ																																																																																																																																
Shift	シフト	.	ピリオド (ドット)																																																																																																																																
Ctrl	コントロール	[ ]	スクエアブラケット																																																																																																																																
!	エクスクラメーションマーク	<>	アングルブラケット																																																																																																																																
*	ダブルクォーテーションマーク	⏏	カーリーブラケット																																																																																																																																
#	番号記号	0	パーレン																																																																																																																																
\$	ダラー (ドル)	/	スラッシュ																																																																																																																																
%	パーセント	\	バックスラッシュ																																																																																																																																
&	アンパサンド (アンド)	-	ハイフン																																																																																																																																
'	アポストロフィ	_	アンダーバー																																																																																																																																
^	ハット	¥	エン																																																																																																																																
@	アットマーク	~	チルダ																																																																																																																																
*	アスタリスク	?	クエスチョンマーク																																																																																																																																
			<u>縦線</u>																																																																																																																																

## 著作権法

1970 (昭和45) 年5月6日公布, 2015 (平成27) 年6月24日改正 (抜粋)

### 第一章 総則

#### 第一条 通則

**第一条 (目的)** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第二章 著作者の権利

#### 第一節 著作物

**第十条 (著作物の例示)** この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
  - 二 音楽の著作物
  - 三 舞踊又は無言劇の著作物
  - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
  - 五 建築の著作物
  - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
  - 七 映画の著作物
  - 八 写真の著作物
  - 九 プログラムの著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- 3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
  - 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
  - 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

#### 第二節 権利の内容

##### 第二条 著作人格権

**第十八条 (公表権)** 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

**第十九条 (氏名表示権)** 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。

**第二十条 (同一性保持権)** 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、削除その他の改変を受けないものとする。

##### 第五条 著作権の制限

**第三十条 (私的使用のための複製)** 著作権の目的となつている著作物（以下この条において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とすときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに關する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する番号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十条の二第二号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたらしくは著作権の侵害となるべきものを含む。）を受

信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

**第三十二条 (引用)** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

**第三十五条 (学校その他の教育機関における複製等)** 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合に必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

**第四十七条の三 (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)** プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これによる創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第一百三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

#### 第四節 保護期間

**第五十一条 (保護期間の原則)** 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

#### 第八章 罰則

**第一百九条** 著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二十条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的利用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第十三条第三項の規定により著作権若しくは著作権隣接権（同条第四項の規定により著作権隣接権とみなされる権利を含む。第二百十条の三第二号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第一百三条第五項の規定により著作権若しくは著作権隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 著作人格権又は実演家人格権を侵害した者（第十三条第三項の規定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）
- 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作権隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作権隣接権の目的となつていないものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作権隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作物又は著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたらしくは著作権又は著作権隣接権の侵害となるべきも

削除

二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

のを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作権隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは

## 個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）

2003（平成15）年5月30日公布、2015（平成27）年9月9日改正（抜粋）

### 第一章 総則

**第一条（目的）** この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

**第二条（定義）** この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### 第四章 個人情報取扱事業者の義務等

#### 第一節 個人情報取扱事業者の義務

**第十五条（利用目的の特定）** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

**第十六条（利用目的による制限）** 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

**第十七条（適正な取得）** 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

**第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速や

かに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

**第十九条（データ内容の正確性の確保）** 個人情報取扱事業者は、利用目的達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

**第二十条（安全管理措置）** 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 第六章 総則

**第六十六条（適用除外）** 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 普及を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

### 第七章 罰則

**第七十四条** 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十五条** 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

1999（平成11）年8月13日公布、2013（平成25）年5月31日改正（抜粋）

**第一条（目的）** この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

**第二条（定義）** この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

**第三条（不正アクセス行為の禁止）** 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

**第七条（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止）** 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者にならずし、その他当該ア

クセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得る場合は、この限りでない。

一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用者へ送信する行為

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2001（平成13）年11月30日公布、2013（平成25）年4月26日改正（抜粋）

**第一条（趣旨）** この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

**第三条（損害賠償責任の制限）** 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が

侵害されていることを知ることができたと認めると足りる相当の理由があつたとき。

**第四条（発信者情報の開示請求等）** 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のため必要である場合その他発信者情報の開示を受けなければならない理由があるとき。

## 著作権法

1970 (昭和45) 年5月6日公布, 2018 (平成30) 年7月13日改正 (抜粋)

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

**第十条 (目的)** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第二章 著作者の権利

#### 第一節 著作物

**第十条 (著作物の例示)** この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
  - 二 音楽の著作物
  - 三 舞踊又は無言劇の著作物
  - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
  - 五 建築の著作物
  - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
  - 七 映画の著作物
  - 八 写真の著作物
  - 九 プログラムの著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- 3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
  - 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
  - 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

#### 第二節 権利の内容

##### 第二款 著作人格権

**第十八条 (公表権)** 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

**第十九条 (氏名表示権)** 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。

**第二十条 (同一性保持権)** 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、削除その他の改変を受けないものとする。

##### 第三款 著作権の制限

**第三十条 (私的使用のための複製)** 著作権の目的となつている著作物（以下この条において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに關する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する番号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十条の二第二号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知らずに行う場合
- 三 国内で複製する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたりは著作権の侵害となるべきものを含む。）を受

信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

**第三十二条 (引用)** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

**第三十五条 (学校その他の教育機関における複製等)** 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能性を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信し、装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

**第四十七条の三 (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)** プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第三十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

#### 第四節 保護期間

**第五十一条 (保護期間の原則)** 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

#### 第八十九章 罰則

**第一百九条** 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第三十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第三十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第三十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 著作人格権又は実演家人格権を侵害した者（第三十三条第四項の規定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）
- 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

訂正箇所	
ページ	行

## 個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）

2003（平成15）年5月30日公布、2015（平成27）年9月9日改正（抜粋）

### 第一章 総則

**第一条（目的）** この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

**第二条（定義）** この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### 第四章 個人情報取扱事業者の義務等

#### 第一節 個人情報取扱事業者の義務

**第十五条（利用目的の特定）** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

**第十六条（利用目的による制限）** 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

**第十七条（適正な取得）** 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

**第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速や

かに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

**第十九条（データ内容の正確性の確保）** 個人情報取扱事業者は、利用目的達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

**第二十条（安全管理措置）** 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 第六章 総則

**第六十六条（適用除外）** 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 普及を業として行う者 著述の用に供する目的
- 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

### 第七章 罰則

**第七十四条** 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十五条** 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

1999（平成11）年8月13日公布、2013（平成25）年5月31日改正（抜粋）

**第一条（目的）** この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

**第二条（定義）** この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

**第三条（不正アクセス行為の禁止）** 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

**第七条（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止）** 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者にならずし、その他当該ア

言

セス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得る場合は、この限りでない。

一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用者へ送信する行為

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2001（平成13）年11月30日公布、2013（平成25）年4月26日改正（抜粋）

**第一条（趣旨）** この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

**第三条（損害賠償責任の制限）** 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときを exce pt 賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が

侵害されていることを知ることができたと認めると足りる相当の理由があつたとき。

**第四条（発信者情報の開示請求等）** 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するとき限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のため必要である場合その他発信者情報の開示を受けなければならない理由があるとき。